



JP-MIRAI

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

for "Fair and Ethical Recruitment Initiative" 公正で倫理的なリクルートの実現を目指して

FERI 通信

第3号

(2025年7月7日)

お問い合わせは JP-MIRAI事務局 FERI担当 fer1@jp-mirai.or.jpまで

まえがき

FERI 通信第2号を前回お送りしてから、「この FERI 通信を読んでいますよ」と会員の方々や関係者の皆様から声をかけて頂くようになり、やりがいを感じています。理想と現実という多くの場合相反する事象を何とか一つに結び付けて倫理的なリクルートを実現しようという我々の志とその難しさを多くの方にも知って頂いていると感じただけでも、こうした活動を始めてよかったと思っています。今回は経産省が作成した繊維業界での監査基準にこの移住労働者のリクルート費用についての基準が含まれた件と、今後我々は技能実習・特定技能だけでなく技人国にも対応することになった点を含めてお伝えします。

日本が更に移住労働者に選ばれる国になるように、そして皆さんの会社が選ばれる企業になるように、この倫理的なリクルートを実現する FERI の普及に努めて参りますので、引き続きご支援宜しくお願いします。

JP-MIRAI 事務局 FERI 担当一同

「ビジネスと人権」一口メモ

前回は国連グローバル・コンパクトの原則で、企業の社会的責任として「強制労働の排除」を含む6項目が人権と労働の分野から盛り込まれたことをご紹介します。

一方で、リクルート費用の問題を国際機関の皆さんと議論すると必ず参照されるのが、ILO の「民間職業紹介所に関する条約(第181号)」の中で規定されている「求職者手数料無料の原則」です。この条約は日本でも批准されており、国内での採用では遵守されているのはご存知の通りですが、国際間の採用では見て見ぬふりをされてきました。

この2つの間には強い因果関係があると考えられているために同じ文脈で議論されることが多いです。つまり、「リクルート費用の労働者負担→多額の借金→債務労働→逃げられない→強制労働」という悪循環につながることから、リクルート費用を求職者からは徴収してはいけないという考え方です。

国連グローバル・コンパクトが広範な倫理的コンパスとしたら、ILO 条約は「倫理的リクルート」に関する具体的なルールブックの役割として位置づけられるようです。海外の若者を我々の企業で働いてもらう為に採用して、しっかり準備した後に日本に来てくれる、その為の費用を受け入れる我々が**負担しない**ということが不自然に感じられるような関係が大事だということです。

FERI ガイドラインって何？(2)

前回このコラムでは、ガイドラインにどのような規定が含まれているのかをお分かり頂くために、最初に送出機関のガイドラインについてご紹介しました。今回は受入企業(使用者)のガイドラインについていくつかご説明します。

【受入企業(使用者)のガイドライン】

受入企業が100%費用負担する「FERI 認証」求人票に関する募集では、受入企業には以下が求められています。

- リクルートの起点から、使用者が採用し帰国するまでの全体を知るよう努めること
- 法令を遵守し、移住労働者の権利を擁護し、活躍の機会を最大化する観点から斡旋機関及び送出機関を選択すること
- 斡旋機関及び送出機関に対し、接待等の利益の提供の要求や、合理性のない値下げ等の要求を行わない
- 移住労働者が使用者に就労するまでの過程で要する費用について、(送出国国内の移動費用を除いて) 移住労働者に負担させない**
- 斡旋機関や移住労働者に対して正確な求人情報を提供する
- 来日後の適正な住環境や食事の提供(実費は徴収可能)と権利制限や物品領置(パスポート等)の禁止、脆弱性の不使用
- 移住労働者が希望する際に、一時帰国を行うことができるよう、必要な配慮をする(この場合帰国費用は労働者の負担でもかまいません)
- それ以外は、通常の採用と同様に来日後の就労に関する、就労環境や安全衛生の整備、求人情報と一致した労働環境の提供や、能力向上の促進、公正な評価と昇進、多様性への配慮等がもとめられています

ガイドライン全文は以下からダウンロードできます。是非ご参照ください。

https://jp-mirai.org/wp-content/uploads/FERI-Guidelines_jp.pdf



JP-MIRAI

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

【ニュース】人権に関する国内ルール整備～JASTI 繊維業界用人権監査基準



<https://jasti-audit.org/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

2024 年 3 月に繊維業が特定技能の対象業種に追加された際、追加要件の一つに「**国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること**」が含まれました。経済産業省が、繊維産業の実態を踏まえてこの繊維業界用人権監査基準を策定し、この条件を充足する制度の 1 つとして追加され、この 4 月から実施が始まりました。JASTI は、国際労働機関（ILO）の 5 分野 10 条約を包摂し、社会・人権面の項目を中心として最低限遵守すべき基礎的な内容を網羅した監査要求事項から構成されています。一部には、国際的な人権基準に照らして取り組むべき内容も含まれ、リクルート費用についても、「9-5 工場は、従業員を採用する際、正当な理由のない金銭を従業員が仲介業者、または斡旋業者に支払っていないことを確認しなくてはならない」と、最も厳しい「許容不可」に次ぐ「重要」項目として規定されており、不適合の場合 A 判定を受けた優良企業でも 2 年後の再監査までに改善を求められるようになりました。この件は、日本でも外国人労働者のリクルート費用負担の適正化が監査や評価の対象になりつつあることを示しているように思います。

【ニュース】過熱する外国人労働者“争奪戦”？



2025 年 6 月 17 日放送
NHK クローズアップ現代

6 月 17 日放送の NHK クローズアップ現代をご覧になった方も多いと思います。欧米諸国やアジア諸国でも深刻な人手不足という状況は同じで、外国人材の獲得の為に魅力的な制度を打ち出しています。更に、急激な円安の影響もあり、**相対的に日本で働くことのメリットは薄れている中で、自治体間での外国人材の争奪戦も過熱しているという内容でした。**

JP-MIRAI が推進している FERI の仕組みでは、リクルート費用を受入企業が負担するので、**外国人労働者にとって経済的な負担を大幅に軽減するだけでなく、精神的な安心感も提供します。**来日前に多額の借金を背負う不安がないため、より安心して日本での就労に臨むことができます。このような企業は、他の企業と比較して、候補者にとって非常に魅力的に映るでしょう。FERI の仕組みには、このように人権への配慮だけでなく、質の高い労働者を安定的に調達できるというメリットもあるのではないかと考えています。

JP-MIRAI での FERI 関連活動報告

技人国も

FERI の対象に！

これまでに面談させて頂いた受入企業の皆様から、技能実習や特定技能だけでなく、**技術・人文・国際（以下「技人国」）の在留資格で来日した移住労働者**の中にも、多額のリクルート費用を送出機関に支払いその為の借金を背負ってきているものが多いというお話を聞いています。そうした中、この FERI ガイドラインを作成頂いた杉田先生ともお話し、今後この技人国について、「**本人申請の場合であっても、斡旋機関と送出国の間に協定及びサービス契約が存在し、日本の法令及び送出国の法令に適合する場合においては、FERI の対象とする**」こととさせて頂きました。よって、技人国での採用をお考えの受入企業の皆様からのご相談も歓迎致します。宜しくお願いします。

FERI への参加を希望される受入企業（使用者）様からオンラインでお申込み頂ける申し込みページが JP-MIRAI ホームページ上に完成しました。お申込みに必要な書類なども記載されておりますので、お気軽にのぞいてみてください。

[お申込みサイト](#)

受入企業向け
お申込み

バックナンバーはこちら↓

https://jp-mirai.org/jp/feri/?utm_source=submitmail&utm_medium=94#feri_news

お読み頂きありがとうございました



ご意見・ご要望・ご質問はこちらへ↓→

<https://forms.office.com/r/dEqW4Hd2ie>



一般社団法人 JP-MIRAI 事務局
〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町 10-5
（JICA 市ヶ谷ビル内）

TEL：050-6883-5531

✉ feri@jp-mirai.or.jp